

東日本大震災に関する緊急提案（第2次）

平成23年4月28日

関西広域連合

東日本大震災に関する緊急提案

東日本大地震に関する提案については、去る4月4日、第1次提案を行ったところですが、その後の状況を踏まえ、引き続き必要と考えられる措置について、第2次の提案を行います。

国においては、既に、第1次補正予算の編成をはじめ、数々の支援、特例措置が用意、検討されているところですが、被災地の復旧、復興に向けて、さらに積極果敢な取組を推進されるよう提案します。

平成23年4月28日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

目次

I 被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言

1	創造的復興のしくみづくり	1
2	生活再建への支援	3
3	避難生活への支援	4
4	住まい対策	6
5	きめ細かな福祉・医療対策	8
6	子ども・教育・文化対策	10
7	インフラ復旧対策	11
8	経済の復旧・復興	13
9	雇用に関する支援	17
10	復興まちづくり	18

II 福島原発事故への対応

1	福島原発事故の早期収束と国民の不安解消	20
2	農林水産物等食の安全確保対策	20
3	風評被害対策	21
4	福島原発事故による損害の迅速な補償	22
5	原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備	22

III 地震・津波対策の総合的な推進

1	津波災害からの復旧・復興	24
2	津波による被害の防止、軽減	24

I 被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言

1 創造的復興のしくみづくり

① 地域主体の復興のしくみづくりと国による積極支援

ア 地域主体の復興計画の策定

被災地の将来にわたる復興の道筋を早期に明らかにすることが重要であることから、被災者、市民、市民団体などからの意見・提言を集約し、早期に地域主体の復興計画を策定されることを提案する。なお、復興計画の策定に際して、関西広域連合からも様々な助言を行う用意がある。

イ 緊急3か年の復興計画の策定と事業実施への支援

阪神・淡路大震災の際には、全体の復興計画の策定にあわせ、特に対策が急がれる分野について、住宅、産業復興、インフラ整備に関する3か年計画を策定した。

このたびの震災においても、まちづくり、住宅、産業、インフラなど、緊急に対策が必要な分野については、分野ごとの復興計画の策定とこれに基づく早期の事業実施への支援を提案する。

ウ 地域主体のまちづくり復興基本計画の早期提示

このたびの震災は、大津波によりそれぞれのまちが壊滅的な打撃を受けており、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所、工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地は入江ごとに分かれていることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興基本計画を早期に策定されることを提案する。

なお、計画策定においては、大規模な津波は完全に防げないことを前提に、人命の安全を確保するため、避難地及び避難路の確保に主眼を置くことが必要である。

また、生活する上で不可欠な公益施設等の復興や就業の場の確保を最優先した段階的な復興のシナリオを検討することを提案する。

さらに、計画の策定に向け、被災市町村の人員不足を補う体制整備のため、被災県の全面的な支援や他の自治体、UR、日本造園学会や日本都市計画学会等の積極的な活用を提案する。

エ がれき処理の計画的推進

阪神・淡路大震災の際には、復興まちづくりのスタートは、被災地のがれき処理から始まった。このたびの大津波によって被災地を覆ったがれきには、自動車や船舶などが含まれ、通常の災害にはない処理が必要である。

このため、できるだけ早期にがれき処理計画を策定し、これに基づき全国的なシステムを構築して、早急にがれき処理対策を講じることを提案する。

オ 地域主体の復興推進のしくみづくり

阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するというしくみが採用され、被災地の意向や実状を反映した復興対策が実現した。このたびの震災においても、被災地主体の復興を推進するためのしくみづくりを提案する。

その際、国は、関東大震災の際に設立された復興院のような機関を新たに設置して、復興推進機関の「屋上屋」を重ねるのではなく、復興事業への十分な財政措置や規制緩和などの制度的な支援、技術的な助言などに徹するべきである。

カ 迅速・的確な被災地支援と復興を可能とする体制の構築

阪神・淡路大震災の際は、震災3日後には兵庫県南部地震対策担当大臣が置かれ、また、1か月後には、総理府に内閣総理大臣を本部長とする復興対策本部が設置された。

このたびの震災においても、権限と責任の一元化、担当省庁の明確化、横断調整のしくみの構築等により、各省庁の持てる資源を総動員し、必要な被災地支援が迅速に実行される体制を構築されることを提案する。

② 被災地の行政機能の補完

ア 被災自治体の行政機能の補完

このたびの震災においては、復旧・復興の拠点となる自治体庁舎が喪失した事例や首長や職員が被災し死亡する事例が見受けられる。また、避難所の運営を、被災市町村職員が中心になって行っているなど、本格的な復興対策に取り組めない状況にある。

避難所の運営は応援自治体職員やボランティアに委ね、市町村職員は、罹災証明の発行や復興計画づくりなど、本来の市町村事務に取り組めるようにすべきである。そのため、中長期的な応援職員を派遣するしくみを早期に実施することを提案する。

イ カウンターパート方式による支援のしくみづくり

このたびの震災においては、関西広域連合が、構成団体に主な支援先を割り当て、現地に連絡員や避難所支援のための職員を派遣し、人的、物資などの支援を行っている。

被災地では、担当する自治体がニーズ把握を総合的に行うことで、より効率的な支援が可能になっている。こうした経験を踏まえ、被災しなかった自治体に、支援先の自治体を割り当て、責任を持って特定の被災県を特定の都道府県が支援し、特定の被災市町村を特定の市町村が支援するカウンターパート方式による支援のしくみづくりを提案する。

③ 復旧復興財源に関する国庫補助率の嵩上げ等の特例措置

ア 道路、港湾等災害復旧事業における特別な国負担の実施

被災地の道路、港湾、河川、公園、下水道、農林水産施設、社会福祉施設等の災害復旧事業については、このたびの災害の甚大さに鑑み、激甚災害法に基づく国庫補助率嵩上げを超える特別の対策を講じることを提案する。

イ 受入れ自治体が要する経費も含めた地方交付税等による確実な財政措置
被災地外の自治体が、被災者を受け入れることに必要な経費を含め、
復旧・復興に必要な事業実施に伴う地方負担については、地方交付税等
による確実な財政措置を講じることを提案する。

ウ 被災自治体のニーズに合わせた包括的な財源対策

震災復興にあたっては、従来型である補助金の補助率嵩上げ、地方債
元利償還への地方交付税措置等だけでは被災地特有のニーズに的確に対
応することが難しい。このため、こうした個別対策に加えて、被災者数、
被災面積など一定の基準に応じた包括的な財源対策を講じ、被災地の実
状に応じて、随時、拡充することを提案する。

エ 被災自治体の資金調達の円滑化

このたびの震災は被害が甚大であることから、今後、被災自治体の実
施する復旧・復興事業に必要となる資金需要に対応するため、公的資金
(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)については、速やかに十分
な資金を確保することを提案する。

④ 被災3県ごとに地域の判断で主体的に活用できる大規模な復興基金の早期
創設

阪神・淡路大震災の際には、震災から2ヶ月半後に、9,000億円(当初
6,000億円)の阪神・淡路大震災復興基金が創設された。

このたびの震災においても、各般にわたる復興対策を補完し、被災地ニ
ーズに即した長期・安定的な復興対策が地域の判断で主体的に展開でき
るよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を岩手県、宮城県、福
島県の各県ごとに早期に創設されることを提案する。

⑤ 新たな復興特区制度の導入

このたびの震災では、「復興特区」の創設が検討されていることから、当
該制度を早急に導入し、甚大な被害を受けた被災地経済を、規制緩和と税
制面・財政面・金融面での多面的な支援を組み合わせるなど思い切った優
遇措置で自律的な復興に導き、新しい復興モデルを示されることを提案す
る。

2 生活再建への支援

① 被災者生活再建支援法の特例措置の実施

このたびの震災は、死者、行方不明者が合わせて3万人に及ぶ未曾有の
大災害であることから、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ都道府県の相互
扶助として制度化された被災者生活再建支援制度では、対応することは困
難である。

支援金を早急に支給するため、下記の条件のもと、現行制度に基づく暫
定支給を開始することを提案する。

- ・ 新制度において、地方の負担額は、被災者生活再建支援基金の現在高

の範囲内とする。

- ・ 国主導で実施する支給対象の拡大、支給額の引き上げ等は、国の責任において国の全額負担で実施する。
- ・ 新制度は遡り適用するものとし、今回の大震災発生から特別法の成立までの間の支給は、新制度の一部とみなす。

② 災害援護資金貸付金制度等の改善

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付を行うにあたっては、償還が十分にできる据え置き期間の設定や事故等により返済が困難になった場合の償還に関する債務者への減免措置等の条件整備を行うことを提案する。

また、阪神・淡路大震災の被災者に貸付を行った災害援護資金貸付金は、現在も、多額の未償還額が残り、その原資の国への償還が地方自治体等の大きな負担となっている。そのため、県及び政令市から国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合のみ行うよう制度の変更を提案する。

さらに、災害障害見舞金については、対象となる障害程度の範囲の拡大等、支給要件の緩和を提案する。

③ 個人及び法人が被災者等に対する義援金等を拠出した際の税制上の優遇措置の特例創設

被災地外の都道府県が受け入れた被災者に対し義援金を支出する場合でも、義援金を拠出する個人及び法人に対して、税制上の優遇措置を講じることを提案する。

また、このたびの大震災により義援金等の受付を行っていた口座に、既に振り込まれた義援金等についても、同様の措置を講じることを提案する。

3 避難生活への支援

(1) 避難所対策等の実施

① 避難所運営の円滑化

県や近隣の市町村職員、さらにはボランティアコーディネーター等を激甚な被害を受けた市町村に派遣し、避難所運営等を支援する体制を整備するとともに、避難者のニーズや支援情報等が現場と災害対策本部との間に円滑に流れる情報ルートを早期に確立することを提案する。

② ライフラインの早期復旧

水、電気、ガス等の復旧が遅れ、自宅での生活再開や避難所の生活環境改善の大きな障害となっている。また、ガソリンについては、国の緊急対策により、一定程度供給が回復してきたものの、いまだ完全には回復していないことから、避難所に対する物資配送、医療・福祉サービス提供等の支援が行き渡らない原因となっている。

このため、ガソリンの安定供給に向けた一層の取り組みを図るとともに、全国の企業や自治体による支援体制の早期構築により、被災地のライフラインの早期復旧を推進することを提案する。

また、人の往来とモノの流通を正常化するために、鉄道、幹線道路、空港、港湾等の早期復旧、復旧支援に全力をあげられるよう提案する。

③ 速やかに「福祉避難所」が開設できる制度の創設

要援護者に手厚い支援を行うため、公的宿泊施設をはじめホテル、旅館など適切な宿泊施設を直ちに、かつ、長期的に福祉避難所として開設できるよう、十分な財政支援制度の創設を提案する。

あわせて、要件を付さずにあらかじめ各宿泊施設を福祉避難所に指定できる制度を提案する。

④ 被災地外の一時遠隔避難所の設置に向けた環境整備

全国の自治体で、被災者が被災地での新たな住宅または応急仮設住宅へ入居するなどの条件が整うまでの間、一時的な避難を受け入れることを表明している一方、被災市町村では、遠隔府県への移転は進んでいない。

このため、被災地において、全国の自治体での受入可能な公営住宅や一時遠隔避難所などの情報を一元化し、被災者への情報提供を実施するほか、被災者の移送手段の確保、さらには、被災者のニーズに沿った遠隔避難ができるようコーディネートを行うしくみを構築することを提案する。

⑤ 地域団体、NPO等災害ボランティアが活動しやすい環境づくり

刻々と変化する被災者の課題に的確に対応していくためには、行政、地域団体、NPO、ボランティア等が、継続的な支援に取り組む必要があることから、これら多様な主体が情報交換し、活動する拠点づくりを提案する。

特に、被害が広範囲にわたる今回の災害においては、情報を集約し、広域の活動を支えるため、圏域ごとに中心となる拠点が必要である。被災各市町においてボランティアのニーズの集約、発信や受入、仕事の割振りや円滑な活動の支援などのコーディネート機能を有するボランティアセンターを早期に立ち上げることを提案する。

(2) 被災者への情報提供

① 全国避難者情報システムによる県外居住被災者への情報の早期提供

県外居住被災者を早期に把握し、応急仮設住宅の入居募集、義援金の配分等、被災自治体が行う被災者支援の情報を適時適切に提供する情報提供ルート of 仕組みとして、「全国避難者情報システム」が構築されたが、被災自治体においては、行政機能が十分に回復していないため、引き続き、技術的助言を行うことを提案する。

また、災害弔慰金や障害者手帳の交付申請などは被災地ではなく住所地で行われるほか、遺児に対する奨学金等の学費支援など、被災地外での対応が必要な例があることを考慮し、必要な支援がすべての被災者に行き渡るよう配慮することを提案する。

② ワンストップ相談窓口の開設

被災者は住まい、福祉、医療、雇用等複数の課題を抱えている場合が多いため、ワンストップで各種被災者支援、一般福祉施策等を総合的に相談

できるワンストップ相談窓口の設置と被災者への周知徹底を提案する。

(3) 被災地外の自治体や団体等による支援を円滑にするための枠組みの構築

① 全国的な支援を可能とする弾力的な災害救助法の運用

迅速な全国的支援を可能とするため、市町村単位を原則としている法適用の災害単位への変更を図るとともに、下記のさらなる弾力運用の拡大を提案する。

- ・ 避難所運営、応急仮設住宅の建設等、災害救助法に基づく国庫補助について、被害算定を待たず全額国庫負担により実施
- ・ 被災地外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、被災県に求償するのではなく直接、国に請求できるよう制度変更
- ・ 救援物資の集積地等を設け、管理・運営（受入から配送まで）を一括して委託する場合の経費への災害救助法の適用
- ・ 被災地の要請のない救援自治体における救援物資及び輸送費などの経費への災害救助法の適用

② 支援要請を受けて実施する救助事務の法的位置づけの明確化

被災都道府県から応援要請を受けた都道府県が行う救助事務（避難所の設置など）を市町村へ委任する場合の法的位置づけの明確化を提案する。

③ 自衛隊による輸送機能及び避難民の移送の確保

自衛隊が支援物資を円滑に被災地に送ることができるよう、また、避難民を円滑に避難地に送ることができるよう、必要な体制を整備することを提案する。

4 住まい対策

(1) 応急仮設住宅の早期供給及び中期を見据えた仮設住宅団地の建設

① 民間施設も活用した応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅建設の用地の円滑な確保に向け、民有地を使用する場合への支援を行うとともに、民間賃貸住宅を借り上げた場合と同様の支援を民間企業の社宅等にも拡充することを提案する。

② 新工法の採用

- ・ 応急仮設住宅建設用地不足を補うため、戸数密度を上げる必要があるため、今後導入される在来工法では、2階建て案の検討を提案する。
- ・ 野球場等掘削することにより将来の復旧工事に多額の費用を要すると考えられる用地に建設する場合、高床式として、床下に配管スペースを設けることで、将来容易に除却できる構造を採用することの検討を提案する。

③ 地域型応急仮設住宅の設置

身体的・精神的に虚弱な状態にある高齢者や障害者及びその家族のために、市町福祉部局との連携の下、地域において生活相談や身体介助等の生活支援サービス等が受けられる地域型応急仮設住宅を設置し、高齢者・障害者への

支援を行う生活援助員の派遣に対する支援を提案する。

④ 地域再生に向けた仮設住宅団地の建設

被災エリアが広範囲で被害も甚大であるため、住宅復興に長期間を要し、郊外や高台に多くの仮設住宅が建設されると予測されることから、コミュニティに配慮した集落ごとの集団入居を行うとともに三世帯同居世帯に配慮した入居募集を行い、敷地内には園芸療法と生きがいつくりのため菜園整備するほか隣接農地などの活用も図ることを提案する。

また、ふれあいセンターにおける見守り活動等の実施や保育所、デイサービスセンター等を併設するとともに、仮設店舗や巡回販売、農漁業等への就労を支援することを提案する。

(例)

- ・ 仮設住宅の型別供給（1DK：2DK：3K＝1：3：1）に加え、三世帯同居等の家族構成を配慮した型別住宅の提供
- ・ 子どもから老人まで交流の場となるグラウンド（イベント広場）、ふれあいセンターの設置
- ・ NPOや社会福祉法人によるデイサービスセンターや託児所、「まちの保健室」をふれあいセンターに開設
- ・ コミュニティ（50～70戸）単位ごとの地域型仮設住宅および談話室の併設
- ・ 隣棟間隔に余裕を持たせた菜園整備
- ・ 活動広場と除雪置き場を兼用した駐車場の配置
- ・ 農業漁業に必要な機械器具の保管場所の確保
- ・ 近接する複数の小規模仮設団地の居住者にも対応できる仮設店舗の設置

(2) 被災者の住宅再建へのきめ細かな支援措置

応急仮設住宅等から恒久住宅等への円滑な住み替えを促進するため、国の支援を得て、被災者の住宅再建資金の借入に対する利子補給をはじめ、二重ローン対策や高齢で借入が困難な被災者の住宅再建に対する補助制度等の持ち家再建支援、民間賃貸住宅の家賃補助などきめ細かな住宅再建対策の実施を提案する。

(3) 被災地以外での公営住宅等への受け入れに関する支援

被災地においては生活基盤の回復に長期間を要することが想定されることから、被災者のQOL（生活の質）を回復できるよう、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援が求められる。このため、以下のとおり、公営・民間住宅等への受け入れに関して自治体等が行う次の措置への財源補てんを提案する。

（公営住宅等に受け入れる際の自治体への支援）

- ・ 公営住宅等に入居する避難者に対して自治体が行う上下水道料金の減免措置
- ・ 避難者受け入れに必要な修繕（浴槽、風呂釜設置費用等含む）
- ・ 一時的避難措置として活用するための共済宿泊施設借り上げ

（民間住宅や倉庫の改修等により受け入れる際の自治体への支援）

- ・ 下水道受益者負担金（接続料）の減免

- ・ 宅内配管等の整備に対する補助（水洗化補助）
- (民間賃貸住宅に受け入れる際の事業者等に対する支援)
- ・ 避難者を受け入れる民間賃貸住宅事業者等に対する支援
- ・ 民間賃貸住宅の媒介手数料無料化、敷金・礼金・家賃減額（無料化）に対する財政援助
- ・ 保証人免除等の国からの協力要請
- ・ 企業の社宅の提供要請と財政援助

(4) 災害復興公営住宅の整備と高齢者の見守り活動などのコミュニティづくり

迅速な公営住宅の大量供給を実現するために、被災自治体や都市再生機構、民間による広域的な連携体制をとることを提案する。

また、災害復興公営住宅の整備に当たっては、応急仮設住宅から災害復興公営住宅に転居した虚弱な単身高齢者や高齢者のみの世帯に対して、見守りや自立生活支援及びコミュニティ形成を図るためL S Aなどが常駐できるコミュニティプラザの併設を提案する。

5 きめ細かな福祉・医療対策

(1) きめ細かな福祉対策

① 障害者支援施設へのホームヘルパー派遣

障害者支援施設に避難している障害者へのホームヘルパー派遣を可能にし、施設職員の負担軽減と避難している障害者への支援体制を充実することを提案する。

② グループホーム等への特別の受入れ

障害者支援施設と同一敷地内にある職員宿舎等について施設と同様とみなし、避難者の受入を可能とするとともに、グループホーム、ケアホームの定員外の空き室の活用を図るなど、より多くの避難している障害者を受け入れられるよう一時的な定員超過を認めることを提案する。

③ 他市町村避難時の障害福祉サービス利用の円滑化

障害福祉サービス利用者が他市町村に一時避難した場合に、引き続き円滑にサービス利用ができるようにするため、受給者情報（支給決定・障害程度区分）について、都道府県国保連合会のデータを活用できるようにすることを提案する。

④ 高齢の避難者の有料老人ホーム利用への支援

このたびの震災では、広域にわたって多数の要援護被災者を受け入れる体制が必要となっているため、一時金、管理費、食費、家賃等の利用料負担の軽減について、社団法人全国有料老人ホーム協会に協力要請をされることを提案する。

(2) きめ細かな保健・医療対策

① 地域の保健・医療体制の再建

被災地では、医療機関そのものが大きな被害を受け、重症者が十分な医療を受けられない可能性があるため、被災地外の医療機関を活用して、必要な治療を受けられる仕組みを緊急に構築するとともに、病院や診療所の再開など地域の保健・医療体制を再建する計画を策定し、財政措置も含めて全面的に支援することを提案する。

② 保健・医療・福祉対策のコーディネート

このたびの震災においては、複数の県の沿岸部が広域に甚大な被害を受けたことから、被災県間で格差が生じることのないよう、国が保健・医療・福祉ニーズを集約し、対策をコーディネートすることを提案する。

③ 救護所の配置・集約に関するコーディネート

このたびの震災においては、被災地が複数の県にまたがることから、国が被災県と緊密な連携のもと、地域によって医療充足度に格差が生じないよう、救護所の集約・撤収等の計画を策定し、地域医療機関及び仮設診療所への円滑な移行をコーディネートすることを提案する。

④ 仮設診療所の早期設置

このたびの震災においては、今後、仮設住宅の建設が大規模に進んでいくこととなるため、急に人口が増えて医療需給バランスのとれない地域が多く発生することが予測される。

このため、仮設診療所の早期設置に向け、国が被災県と緊密な連携のもと、その配置計画策定や財政支援を行うことを提案する。

⑤ 保健師、管理栄養士等を確保するための支援

このたびの震災においては、津波災害により複数の県が広域に甚大な被害を受けたことから、より長期間にわたり継続した支援が必要となる。他の自治体職員によるサポートに加え、地域に精通した職員による継続したサービスが可能となるよう、被災自治体が継続して保健師等を雇用するための財政支援を行うことを提案する。

また、保健師等の確保のため、国の緊急雇用創出事業を活用する上で人材確保が困難な職種であるため、ハローワークでの公募を不要とするなど、規制緩和されることを提案する。

⑥ 病院・診療所再建への支援

このたびの震災においては、津波による壊滅的な被害を受けた医療施設が多数発生していることから、病院・診療所の早期再建が図られるよう、阪神・淡路大震災時を上回る支援を行うことを提案する。

⑦ 手術の実施に関する本人同意の取り扱い

手術の実施などに患者または家族の同意書が必要とされるケースが多いが、本人同意が得られない状況の患者で、単身である場合の取り扱いをどのようにすればよいのか、国として方針を示されることを提案する。

⑧ こころのケアへの支援

中長期のこころのケアを行うための相談診察拠点を設置し、地域精神保健活動の再開に向けた全国的な支援体制を確立することを提案する。

また、精神科医療機関等が避難者などのメンタルヘルスに関する相談を行う場合に要する経費に対する診療報酬相当額の財源を措置されることを提案する。

6 子ども・教育・文化対策

① 被災した子どもと子育て家庭への支援の充実

保育所・幼稚園などの拠点機能の復旧、活用を図りつつ、保育士、幼稚園教諭などの専門的人材による支援と、子育て家庭への地域ぐるみの支援のしくみをあわせて進める必要があり、以下の実施を提案する。

- ・ 避難所や仮設住宅を巡回し、子どもたちの集団遊びや異年齢交流を通じて、子どもたちのメンタルケアをサポートするとともに、親子の仲間づくりを支援する事業の実施
- ・ 生活再建に取り組む保護者が子どもの「一時預かり」制度を利用しやすくするための実施要件の緩和や利用料の減免措置
- ・ 高齢者によるお手玉・コマ回し等昔遊びの伝承など、高齢者の生きがいづくりにもつながる、高齢者と子どもたちのふれあい事業の実施 等

② 被災した児童生徒の心のケア、防災教育などを担う教育復興担当教員の配置

震災により、多くの児童生徒は地震に対する恐怖とともに、住む家や親、友人を亡くすなど想像を絶するショックを受けた上に、不自由な避難所生活を強いられるなど、児童生徒が精神的に不安定となっており、継続的かつ長期的に心のケアに取り組んでいくことが必要である。

このため、被災した児童生徒の心のケアを保護者等との緊密な連携のもとで継続的に行うため、精神的支援を重視したカウンセリングに必要な教諭の配置を提案する。

③ 早期学校再開に向けた取組への支援

阪神・淡路大震災の際には、避難所となった多くの学校において、早期の学校再開が困難な状況にあったことから、早期の学校再開に向け、学校被災状況や避難所開設状況に応じた仮設校舎の整備など校舎の確保を行うとともに、被災地域の円滑な学校運営や教育活動の推進を図るための教職員OBの活用も含めた人的支援の充実を提案する。

④ 被災した私立学校の施設備品等の復旧及び被災私立高校生等に対する授業料軽減による支援

ア 被災した私立学校の施設備品等復旧への支援

私立学校施設の復旧について、本体工事（校舎、プール、工作物、設備・備品等）以外に倒壊建物の撤去費、応急仮設校舎の建設費も新たに国の直接補助事業の対象とするとともに、教育用物品（教科書、消耗品、

園具等)の購入や補修に要する経費等に対し県が助成を行う場合も新たに国庫補助の対象とななどの措置がとられるよう提案する。

イ 被災私立高校生に対する授業料負担の軽減

被災した生徒を支援するため、授業料等の軽減を行った私立学校に対し県が助成を行う場合、新たに国庫補助の対象とする措置がとられるよう提案する。

加えて、平成22年度から創設された国の就学支援金について、被災した私立高校生等に対しては、本来は前年所得によるところ、大幅な減少が見込まれる今年の所得を見込むことにより、低所得世帯に適用される1.5～2倍加算の適用ができるよう提案する。

⑤ 被災した児童、生徒の受入れに際しての現行制度の緩和や支援措置

被災した児童、生徒を受け入れ、学校教育等を円滑に提供するため、受け入れ実施自治体に対する教職員定数の弾力化を含めた支援措置を講じられたい。

また、受け入れた児童生徒の心のケアに適切かつ迅速に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置の充実を提案する。

⑥ 文化財等救援委員会の設置等による文化財保護に関する国支援体制の整備

ア 被災文化財の緊急対応

このたびの震災においては、廃棄・散逸等が見込まれる動産文化財の緊急保全については、文化財等救援委員会が設置され支援体制が整備されたところであるが、建造物などの不動産文化財の被災状況等の把握についても、その支援体制を整備することを提案する。

イ 被災文化財の復旧・復興

国指定文化財等修理費用に対する国庫補助率の嵩上げ、埋蔵文化財緊急調査費の補助対象の拡充とともに、基礎自治体が崩壊に近い被害を受けたことに鑑み、現在、国庫補助の対象となっていない、国登録有形文化財の修理工事に要する経費の補助制度の創設並びに、都道府県、市町村指定等文化財に対する支援を提案する。

7 インフラ復旧対策

(1) 災害廃棄物処理対策

① がれき処理の計画的推進〔再掲〕

阪神・淡路大震災の際には、復興まちづくりのスタートは、被災地のがれき処理から始まった。このたびの大津波によって被災地を覆ったがれきには、自動車や船舶などが含まれ、通常の災害にはない処理が必要である。

このため、できるだけ早期にがれき処理計画を策定し、これに基づき全国的なシステムを構築して、早急にがれき処理対策を講じることを提案する。

② 災害廃棄物の広域処理体制の構築

ア 広域処理体制の整備

国の災害廃棄物対策本部において、被災自治体の要望との調整、受入処理が可能な全国の廃棄物処理施設等の把握・受入調整など災害廃棄物の実効的な広域処理体制を早期に構築し、喫緊の課題であるがれき処理が迅速に進むよう提案する。

イ コンテナによる船舶輸送の技術基準の整備

膨大な災害廃棄物については、広域的な処理が必要不可欠であるが、被災地隣県（関東近郊）の最終処分場等処理可能施設においても、処理能力の不足等の問題等が想定され、また、陸送に限界がある。しかし、災害廃棄物のコンテナによる船舶輸送については、これまで事例がなく、外洋運搬時における飛散流出防止措置など技術的な基準などについて、統一的な基準又はガイドラインの整備を提案する。

③ 災害廃棄物処理事業に対する特例措置

東日本大震災では倒壊した建物等に加え、流出した建物被害が広範囲かつ甚大なこと、広域処理を実施する上で制約となる事項があることから、次の特例措置を提案する。

- ・ がれき処理等の補助率の大幅引き上げ（現行 1 / 2 → 1 0 / 1 0）
- ・ 仮置場の土地購入費及び管理費、倒壊家屋、倒壊事業所建屋や自動車・船舶等の処理等の解体経費の国庫補助対象化
- ・ 被災市町村の現状に鑑み、災害廃棄物処理事業の実施主体として県を追加
- ・ 廃棄物処理法上、広域処理を行う都道府県が被災県から処理を受託できるよう委託基準の緩和措置
- ・ 大阪湾フェニックス計画における広域処理対象区域に被災県も対象とする特例措置
- ・ 広域処理を行うに当たり必要な海上運搬、鉄道等輸送費、仮置場、仮設処理施設の設置、環境測定、処理後の仮置場の整地など焼却、埋立処分以外の業務の国庫補助対象化

(2) 災害復旧事業に関する災害査定制度の省略・簡素化

公共施設等（公共土木施設、農地・農業用施設等、治山・林道施設、漁港・水産業関係施設等）の早期復旧を図るため、応急工事着手前の事前打合せや、本復旧工事着手前の災害査定を廃止し、工事着手後に被災状況のわかるビデオや写真及び実施設計書による事後査定を提案する。

また、災害復旧事業の確実な執行を図るため、災害発生年を含め 3 箇年間で交付される制度を改め、河川や海岸などの改良復旧事業と一体的な施工が必要な災害復旧事業（農地災害等）については、交付期間を延伸するとともに、予算配分の年度間調整を可能とするなど弾力的な制度運用を提案する。

(3) 市町村の災害復旧事業の被災地域以外の自治体による代行制度の創設

職員の被災など、全体の業務執行力に被害を受けている被災市町村が行う災害復旧事業の設計、発注、工事監理等一連の業務の負担軽減を図るため、

関西広域連合の各府県など被災地以外の自治体が、当該市町村の要請により一括して代行する制度の創設を提案する。

(4) 災害復旧事業等に対する財政的支援

被災地域の社会経済活動を支える道路、鉄道、港湾等の交通基盤と河川、海岸、治山・砂防等の防災基盤及び農地、農業用施設等の農業生産基盤の早期復旧・復興のため、補助事業費の所要額の確保とともに、補助要件の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ、税制上の特例措置など、被災自治体、地元住民への財政的支援を提案する。

また、被災自治体のニーズに合わせて自治体の裁量で執行できる、被災者数、被災面積など一定の基準に応じた包括的な財源対策を講じるよう提案する。

(5) 公共土木施設の復旧・復興への支援

応急復旧工事支援のための応急資機材の購入等に関する支援実施自治体への財政支援を図ることを提案する。

(6) がれきの活用等による海岸保全施設等地震や津波に強い土木インフラの復興

巨大津波に対するハード整備の限界を踏まえつつ、国幹軸と沿岸防災軸及び両軸を結ぶラダー道路からなる防災ラダー道路ネットワークの強化や背後地の土地利用に合わせた海岸保全施設の復旧など、地震や津波に強い土木インフラの復興を提案する。

また、大量のがれき処分や浸水した沿岸部の低平地対策などの課題を踏まえ、仙台東部道路等の盛土補強、防潮堤の復旧、仙台平野部での広域防災公園の整備等にごれきを活用することを提案する。

8 経済の復旧・復興

(1) 被災地企業等の緊急的な資金需要への対応

① 被災地企業等向けの特別融資制度の創設

被災地企業の事業活動及び農林漁業者の生産活動について、資金面で早急に手当をする必要がある。

日本政策投資銀行の「危機対応融資」の上限撤廃や、日本政策金融公庫の「災害復旧貸付」「セーフティネット貸付」を拡充するなどの措置はとられているが、未曾有の大災害に対応するため、利子補給等の追加措置による無利子化や、思い切った超長期融資などの追加措置を提案する。

また、被災農林漁業者に対する農業制度融資（近代化資金等）の既借入金に関する償還条件の緩和、被災者への優遇貸付など特別措置の実施等を提案する。

② 被災中小企業向け国と県・市の協調預託による制度融資の創設

国と県・市が協調して金融機関に預託を行うことにより低利の資金を創設し、被災地域の中小企業に融資する仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

(2) 地域商工業への対応

① 地域商工業の早期再開への支援

ア 仮設工場・仮設店舗の整備

大震災により、事業の場を失った中小企業・地場産業が一日も早く事業を再開できるよう仮設工場や仮設店舗の整備支援を提案する。

イ 被災地の復興事業の被災地企業への発注

このたびの震災の復旧・復興事業にかかる国発注の公共事業等について、できるだけ被災地企業及び被災地周辺企業の受注の機会を設けるよう配慮する必要がある。

国においては、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」を設置し、“「日本はひとつ」しごとプロジェクト”として、がれきの撤去や仮設住宅の建設など、被災地で行う公共事業の発注等による雇用創出を行うとしていることから、早急に取り組みを進めることを提案する。

ウ 商店街のにぎわい創出

にぎわいを失ったまちの再生という観点から、被災地の商店街等の復旧を早急に進める必要があるため、共同施設の復旧や仮設店舗整備等のハード面と、商店街のにぎわい創出等のソフト面の両面の対策に取り組むことができるよう、国として支援することを提案する。

エ 地場産業等に関する風評被害対策

地場産業等の風評被害に対応するため、地元商工会議所、商工会等と連携した商談会やキャンペーンの実施など、販路開拓やイメージアップ対策について支援することを提案する。

(3) 観光振興対策

① 被災地等における観光振興

被災地及び被災地の周辺地域において、観光自粛や被災によるマイナスイメージにより観光客が減少し、ホテルや旅館等の観光施設に大きなダメージを与えている。

このため、被災地等における観光の再生を目指し、自粛ムードの解消に向けた取り組みや、地元観光協会や自治体等と連携、協力した被災地の観光キャンペーンを積極的に展開することを提案する。

② 日本のイメージ回復と復興を支える観光振興

震災の影響は、広く経済面にも波及し、特に、観光においてはインバウンド観光や海外参加者の多いMICE（多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称）はもとより国内観光についても、自粛ムードの中で旅行、宿泊等のキャンセルが相次ぎ、日本の国際競争力の低下が懸念されるとともに、観光産業が瀬戸際に追い込まれつつある。

国内外を問わず人と人との交流が沈滞化している中で、交流を活性化していくためには、国として、以下のとおり、より積極的に取り組むよう提案する。

- ・ 自治体等と連携・協力した国内各地での観光キャンペーンを積極的な展開
- ・ 訪日旅行者の誘客を図るため、東アジアをはじめ海外での先導的なプロモーションへの取組（特に、海外メディアのファムトリップや訪日団の編成、元気な日本の姿が伝わるよう、母国語のブログ等で発信を行う「国際観光ボランティア」の募集の推進）
- ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながるよう正確でわかりやすい情報発信
- ・ 訪日ツアーバスに対する助成制度、国際空港離着陸料の期間限定無償化

(3) 農林業への対応

① 土地利用や営農計画の見直しなど農業・農村の再興

沿岸部のがれきの撤去や除塩、損壊した用排水施設や園芸施設の早急復旧について、直轄事業、補助事業の国負担の嵩上げなど積極的に取り組む必要がある。

また、甚大な被害を受けた地域においては、被災前の土地利用や効率的な営農方式の導入、法人化や共同化による経営体の強化、防災対策などを意識したゾーニングなどについて地元自治体や農業団体と連携して取り組むことを提案する。

② 生鮮食料品の円滑な流通対策の実施

被災地は、わが国の重要な生鮮食料品供給基地であり、生産者は生産基盤、生産施設等に大きなダメージを受けた。今後、国全体として需給・価格バランスが崩れることのないよう、また復興期以降の需給を見据え、物流コストの低減策など生鮮食料品の円滑な流通体制づくりを提案する。

③ 林業復興と復興用木材の供給促進

森林整備加速化・林業再生事業により各都道府県が造成している基金について、増額と弾力的な運用を可能とすることを提案する。

- ・ 被災地の復興用木材の安定供給を最優先に、木材の増産に向けた緊急的な設備投資や流通経費の支援強化など、各地方の取組を可能とするよう制度改正を行うこと。
- ・ 平成23年度末で終了する基金事業について、被災地への配慮と、本格的な木材の復興需要期に十分に対応できるよう、平成24年度以降も実施可能とするとともに、基金の増額を図ること。

(4) 水産業の早期復旧に向けた支援

① 漁港・漁場の早期復旧

壊滅的な被害を受けた水産業の早期復旧に向けて、まず、水産加工など関連産業が集積する主要漁港の応急整備や、漁場回復のためのがれき撤去や水産物の安全性を担保する調査等について積極的に取り組むことを提案する。

② 新たな経営方式の導入等水産業の再構築に向けた取り組み

水産業集積拠点における水産加工業など拠点整備、集約再編による漁港の

高度化・効率化を進めるとともに、家族経営など零細な経営体の共同組織化や漁業会社など新しい経営方式の導入等に向けて、地元自治体や漁業団体等と連携して、法整備や支援の仕組みの構築など、必要となる措置を適切に講じることを提案する。

③ ワカメ種苗の生産拠点整備及び供給能力強化に対する支援

全国第1, 2位のワカメ産地である岩手県、宮城県のワカメ養殖を復興するためには、「ワカメ種苗」を新たに養成する必要がある。

また、「災害に強いワカメ産地」を育成するため、「ワカメ種苗の生産拠点」を全国的に分散させることが必要である。

このため、「ワカメ種苗」を生産する「拠点施設の整備」や「種苗供給能力の強化」への支援、産地間で種苗を「供給補完するシステムの構築」を提案する。

(5) 創造的産業復興に向けた取組

① 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設に向けた国による支援

ア 産業復興の中核的推進機関の設立

被災地における本格的な産業復興に向けた民間企業等の取り組みを支援する中核的な推進組織を設立する必要があるが、今回の震災は県域を越える広域的な産業復興組織が必要と考えられるため、国の積極的な支援のもとで、地域の産業復興をきめこまかく推進する組織を設立することを提案する。

イ 新産業による創造的産業復興の推進機関の設立

産業構造の転換期に発生した大震災からの早期産業復興を図り、復旧復興対策と併せて、新しい産業分野への構造転換を進めていくため、国の積極的な支援のもとで、産学官の連携等による新産業創出支援を推進する仕組みを立ち上げることを提案する。

② 被災地の産業機能が復旧するまでの間における政府の経済政策

東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う原子力発電所事故による電力供給力の低下により、被災地域及び東日本における産業機能が深刻な打撃を受けたのみならず、これらの地域からの製品の供給が止まったことにより、その他の地域での生産がストップしたり、電車の運行が縮減したりするなど、日本全体の経済活動に影響を与えている。

被災地域及び東日本における産業機能が復旧・復興されるまでの間は、関西地域のみならず国内他地域全体でその機能を補完する仕組みを構築することを提案する。

③ 被災地企業の国外流出防止対策の実施

日本の産業競争力維持の観点から、被災地企業の国外流出や、保有する優れた技術やノウハウの散逸を防ぐため、国の責任において、被災地企業の生産・研究拠点の復興や人材の確保など、国内における立地環境の整備に対して、重点的な支援を行うことを提案する。

④ ものづくり基盤の安定確保とリスク分散

世界のサプライチェーン（部品供給体制）の中での日本の地位を保持するため、国内の部品供給体制を複線化する企業投資を促進するための税制措置及び助成措置を講じるとともに、国内の工場立地の分散化を図るため、企業に対し抜本的な誘導措置を講じることを提案する。

9 雇用に関する支援

① 被災者の離職防止及び就業支援

ア 緊急雇用就業機会創出事業の拡充

今回対象事業主が拡充された雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の増額について早期の実現を提案する。

また、今回認められた「特定求職者雇用開発助成金制度」の被災者への対象の拡充と、被災者を雇用した企業に対する助成金の支給について、早期の実現を提案する。

さらに、内定取消し学生等を対象とした若年者正規雇用化奨励金の増額について、早期の実現を提案する。

イ 離職防止及び就職支援に向けた助成金の拡充

今回「震災対応分野」の追加や、被災者の雇用期間（1年）の制限の廃止が行われた、緊急雇用就業機会創出事業について、基金の積み増しとともに、以下のとおりのさらなる要件緩和を提案する。

- ・ 建設・土木事業への従事を可能に
- ・ 新規雇用失業者の人件費1/2以上の要件緩和

ウ 復旧・復興事業を受注しようとする企業と勤め先を失った被災者のマッチングの推進

震災からの復旧・復興需要に対応するため、従業員を募集する企業と勤め先を失った被災者とのマッチングを重点的に行う必要がある。

国においては、「しごと協議会」を各都道府県に新設するとともに、ハローワーク機能の拡大を図り、受注企業と被災者のマッチングに取り組むとしていることから、早急にその取り組みを進めることを提案する。

エ 被災企業の従業員の雇用維持に対する支援

被災した企業等が現地に戻ることができず、やむを得ず避難地域で事業を復興し、これまでの従業員を継続雇用する場合に、事業が安定するまでの間、当該従業員の雇用に対する新たな支援策を設けるか、当該従業員を失業者と見なすなどして緊急雇用対策事業の対象とすることを提案する。

② 実態に即した職業訓練の実施

被災者の今後の生活安定に向け、実態に応じた適切な職業訓練を実施するため、どの地域においても生活維持に不安を持つことなく、継続して職業訓練が受けられるよう、生活給付金の充実や支給要件の緩和などの措置を講じることを提案する。なお、平成23年3月24日付け厚生労働省通知による訓

練手当により対応する場合は、全額国庫負担とし、十分な額を措置することを重ねて提案する。

また、公共職業能力開発施設の施設・設備が被害を受けている場合は、全額国庫負担により早期復旧を支援すること、さらに、離職者向け委託訓練(全額国庫負担)を大幅に拡充し、施設内訓練と合わせ十分なボリュームを確保することを提案する。

③ 求職中の被災者の生活保障

被災者・避難者に対する雇用保険制度について、生活を保障する観点から、雇用保険の個別給付日数の延長について、早期の実現を提案する。

④ 労働保険等の申告にあたっての柔軟な取り扱い

被災地では津波により書類がすべて消失している企業もあることから、労働保険料申告書の提出期限の延長等、労働局の手続きにあっても被災者の負担とならないよう柔軟な取り扱いを行うことを提案する。

10 復興まちづくり

① 被災地における緊急的な建築制限等と市街地開発事業など復興都市計画の早期決定

無秩序な開発を防ぎ、住民総意の市街地復興を進めるために、建築基準法による緊急避難的土地利用規制から、被災市街地復興特別措置法による暫定的な被災市街地復興推進地域の決定、そして本格的な事業決定へとスムーズな都市計画手続きを行うことを提案する。

また、未曾有の巨大津波被害により、地盤沈下等の大規模な土地形状の変化や多くの行方不明者が生じるなか、所有権の移動を伴う具体的な都市計画づくりへの住民の合意形成には、通常の地震被害以上に時間を要することが想定される。このため、建築基準法及び被災市街地復興特別措置法の建築制限期間の延長等の特例措置の実施を提案する。

さらに、これらの建築制限や復興都市計画の制度は、都市計画区域において適用できるものであるため、被害が甚大な漁村集落などの都市計画区域外においても同様の制度の創設を提案する。

② 地域主体のまちづくり復興基本計画の早期提示〔再掲〕

このたびの震災は、大津波によりそれぞれのまちが壊滅的な打撃を受けており、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所、工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地は入江ごとに分かれていることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興基本計画を早期に策定されることを提案する。

その際、日本造園学会や日本都市計画学会など民間の力も結集した組織を設立すべきである。

なお、計画策定においては、大規模な津波は完全に防げないことを前提に、人命の安全を確保するため、避難地及び避難路の確保に主眼を置くことが必要である。

また、生活する上で不可欠な公益施設等の復興や就業の場の確保を最優先した段階的な復興のシナリオを検討することを提案する。

さらに、計画の策定に向け、被災市町村の人員不足を補う体制整備のため、被災県の全面的な支援や他の自治体、UR、日本造園学会や日本都市計画学会等の積極的な活用を提案する。

③ 住民が取り組む復興まちづくりへの支援

住民参加による復興まちづくりを進めるにあたり、住民団体等に対して、勉強会等へのアドバイザー派遣、まちづくり計画策定へのコンサルタント派遣を行う制度を創設し、この専門家派遣により、まちづくり協議会の設立や住民間の意見調整、住民と行政との橋渡し等を円滑に進めるなど、住民主体による復興まちづくりの推進を提案する。

併せて、被災地区又は避難所の近辺に、コンサルタントが住民からの相談に応じ、意見を集約するための活動拠点を早期に設置することを提案する。

なお、被災地区が広範で、一時期に多数のコンサルタントの派遣が必要になることから、当面、国庫負担によるコンサルタント派遣を行うなど必要な措置を講じることを提案する。

④ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の促進に向けた特例措置

早期の面的整備に向け、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等において、補助採択要件の緩和、補助率嵩上げ、補助事業費のうち地方負担分に対する財源措置及び税制上の特例措置などの実施を提案する。

⑤ 広域防災拠点の整備

現在、3大都市圏で計画されている国の基幹的広域防災拠点を東北地域においても整備するとともに、地域の自治体が行う地域の中核となる広域防災拠点の整備について必要な財政措置を行うことを提案する。

⑥ 災害時に避難場所となる拠点施設等の整備

被災した学校、公民館、体育館等を再建整備する場合は、これら施設が災害時に避難場所となることから、自治体が耐震化等の整備を計画的に実施できるよう、事業量に見合う予算を確保することを提案する。

また、避難場所が、生活必需品等の備蓄やライフライン等の面で災害直後から自立できる施設となるよう、備蓄倉庫や太陽光等自家発電装置の整備等について、支援を行うことを提案する。

Ⅱ 福島原発事故への対応

1 福島原発事故の早期収束と国民の不安解消

① 福島原発事故の原因究明

原子力災害対策については、今回の事故について、その安全性に対する住民の不安が高まっている。原子力安全委員会において今回の事故の原因究明を行われることを提案する。

② 事態の早期収束

今回の福島原発事故の深刻な事態の早期収拾に全力で取り組むとともに、避難勧告が出された地域をはじめとして、被災自治体を全面的にバックアップすること、また、影響を受けた住民への補償が確実になされるよう適切に対応することを提案する。

③ 放射能汚染に関する不安への対応

事故発生地の現地において、必要な住民等への測定・除染等を徹底するとともに、絶対的に不足する放射能測定機器を提供されることを提案する。

また、測定、除染等が必要でない住民等へは、不安を鎮めるよう周知を徹底するとともに、対応方針に変更があった場合には、理由を明確にしたうえで速やかに情報提供を図ることを提案する。

④ 避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みの早期明示

今回の災害では生活基盤の回復に長期間を要するとともに、原発事故による自主避難者等も多数にのぼることから、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援が求められているところである。このため、避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みについて早期に明示するとともに、可能な限りの財政措置を行うことを提案する。

2 農林水産物の安全確保対策

① 基準値の明確化と計画的な検査の実施

現在の暫定規制値ではなく、食品安全委員会の意見を十分踏まえて、基準値を速やかに定めることを提案する。

また、速やかに放射能汚染状況の把握ができるよう、国において、距離に応じた定点観測を行い、その結果を公表するとともに、食品や農畜産物について、優先的に検査を行うべき地域や品目を定め、計画的に検査が行われるように努めるとともに、その結果を公表することを提案する。

② 今後の作付けに関する基準の提示

今年、夏から秋にかけての作付けについては、農地の放射能汚染状況を精緻に調査し、明確な基準のもと作付け制限をするなど、必要となる措置を講じることを提案する。

③ 全国的な食糧供給体制の整備

津波被害や放射性物質による土壌汚染の影響により、農産物の作付けができないために、米、野菜、果物等について十分な供給量が確保できなくなるおそれがあることから、生産可能な地域で代替的に生産を行うなど、全国的な農産物の不足や価格高騰を招くことのないよう供給体制の整備等を行うことを提案する。

④ 死亡家畜および廃棄生乳対策の実施

公衆衛生および家畜防疫の観点から、放射線による飼養者の退避などにより死亡した家畜の処理対策を提案する。

また、出荷停止などにより生乳を廃棄した草地等の復元対策を提案する。

3 風評被害対策

① 実被害（ハザード）と憶測や噂等による被害（リスク）の峻別と的確な情報提供

福島第一原子力発電所の事故については、実被害についての判断がつかない状態の中で報道量が増加し、基準に基づかない「危険視」や、「漠然とした不安」に基づく風評被害を生み、関西においても、食品や商品の消費や、海外からの観光客の減少を招き、経済的被害につながっている例が見受けられる。

このため、不確かな情報に基づく漠然とした不安感による風評被害を防ぐため、調査研究に基づく実被害に関する的確かつ適切な情報提供を提案する。

② 放射能汚染等の風評被害による人権侵害の防止

東日本大震災の被災者が放射能汚染等の風評により差別や人権侵害を受けることのないよう対策を提案する。

③ 出荷制限の解除等の際の積極的な広報等による風評被害の防止等

- ・ 出荷を制限する地域や品目が解除された場合には、食品等の安全性について積極的に広報を行い、風評被害の防止に努めることを提案する。
- ・ 各国が輸入規制を行っている食品等の放射能測定機を自治体が購入した場合は財源の手当を行うか、国が提供することを提案する。
- ・ 放射性物質の健康に対する影響について正確な理解が進むよう、食に関わるオピニオンリーダー（医療関係者、報道関係者、食品流通事業者、消費者団体）に対するリスクコミュニケーションを強化することを提案する。

④ 諸外国への日本の農林水産物の安全性に関する正確な情報提供等

日本から輸出される農畜水産物や食品等に関する安全性について、諸外国に対し正確な情報を提供し、不当な輸入禁止等過剰な反応が示されることがないように説明を果たすとともに、円滑な輸出が可能となるよう国において、的確な基準を確定して、一括し、かつ迅速に輸出証明書を発行するなど必要な措置を講ずることを提案する。

⑤ 日本のイメージ回復と復興を支える観光振興〔再掲〕

震災の影響は、広く経済面にも波及し、特に、観光においてはインバウンド観光や海外参加者の多いMICE（多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称）はもとより国内観光についても、自粛ムードの中で旅行、宿泊等のキャンセルが相次ぎ、日本の国際競争力の低下が懸念されるとともに、観光産業が瀬戸際に追い込まれつつある。

国内外を問わず人と人との交流が沈滞化している中で、交流を活性化していくためには、国として、以下のとおり、より積極的に取り組むよう提案する。

- ・ 自治体等と連携・協力した国内各地での観光キャンペーンを積極的な展開
- ・ 訪日旅行客の誘客を図るため、東アジアをはじめ海外での先導的なプロモーションへの取組（特に、海外メディアのファムトリップや訪日団の編成、元気な日本の姿が伝わるよう、母国語のブログ等で発信を行う「国際観光ボランティア」の募集の推進）
- ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながるよう正確でわかりやすい情報発信
- ・ 訪日ツアーバスに対する助成制度、国際空港離着陸料の期間限定無償化

⑥ 工業製品の風評被害の防止

原子力発電所の事故に伴う輸入制限措置や渡航自粛などにより、日本経済が大きな打撃を受けている中、平静を取り戻し、安心につながるよう、諸外国に対し、正確なデータ等についてわかりやすく情報発信する必要がある。

とりわけ、工業製品の貿易に際して、海外の通関から「放射能非汚染証明」の添付を求められたり、外国船の寄港が取りやめられるなどの支障が生じている。こうした事態の長期化・拡大は、日本経済に多大な損失をもたらすことから、国の責任において、工業製品に関して、客観的データに基づく正しい情報を発信すること、および諸外国政府に対して、不当な輸入禁止等の措置をとらないよう働きかけることを提案する。

4 福島原発事故による損害の迅速な補償

原子力発電所事故の被害については、風評被害等も含めて原子力損害として認定するとともに、国として責任を持って必要な措置を講じ、迅速に補償することを提案する。

5 原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備

① 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

今回の重大な原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、「止める」「冷やす」「閉じこめる」機能について「想定外の事態」とならないよう、原子力事業者が実施する地震および津波等に対する安全性向上に万全を期するため、とりわけ原子炉冷却のための電源対策や電源以外の冷却手段の確保については、国において必要な

措置を講じることを提案する。

② 監視体制の強化と情報提供の徹底

今回、福島第一原発から 30km 以内の地域では避難等が指示されたことに鑑み、現在は 8~10km とされている E P Z の範囲を越える地域に対しても、国および原子力事業者の責任において放射線および放射性物質のより一層の監視体制強化を図るとともに、原子力発電や放射性物質等に関する正しい情報を提供し、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、努めることを提案する。

また、事故時対応を想定した可搬型のモニタリング機器整備等について財源措置の対象とすることを提案する。

③ E P Z の見直しなど原子力災害対策に関する法律等の見直し

E P Z の範囲の見直しなどの防災指針の改訂や、原子力発電所の立地から対策に至るまでの一貫した対応、関係隣接県の取扱いの広範囲化などといった、原子力災害対策にかかる法律の改正等、所要の措置を講ずるとともに、E P Z の範囲の見直しに伴い、新たな医療提供体制や避難体制の整備が必要になることから、財政的支援方策についても早急に見直すことを提案する。

また、今回の事故ではオフサイトセンターが十分に機能していないため、その検証を原子力事業者とともに十分行うこと。

なお、原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に対応するため、基本的に国が責任をもって必要量を確保することを提案する。

④ 自然エネルギー導入への積極的な取り組み

関西広域連合では、環境問題を関西全体で捉え、地球温暖化対策に取り組んでおり、省エネ推進はもとより電気自動車の普及促進など低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めている。

そうした中、環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの自然エネルギーの導入は不可欠であることから基盤の整備や研究開発、民間への導入支援など自然エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進することを提案する。

Ⅲ 地震・津波対策の総合的な推進

1 津波災害からの復旧・復興

① 津波対策のための施設の整備

津波対策のための施設を整備するにあたっては、次の事項に特に配慮して取組むことを提案する。

- ・ 最新の知見に基づいた施設の整備の推進に努めること。
- ・ 既存の施設についての維持や改良についても、同様であること。
- ・ 海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防について、最新の知見に基づいて、津波を防止する性能を確保できるよう、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じること。

② 塩害の除去

冠水した農地等における塩害を早期に除去するため、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じることが提案する。

③ 津波対策に配慮したまちづくりの推進

自治体が、津波対策に配慮したまちづくりを推進するために、津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しては、技術的な助言を行うとともに、必要な財政的措置を講じることが提案する。

④ がれきの活用等による海岸保全施設等地震や津波に強い土木インフラの復興〔再掲〕

巨大津波に対するハード整備の限界を踏まえつつ、国幹軸と沿岸防災軸及び両軸を結ぶラダー道路からなる防災ラダー道路ネットワークの強化や背後地の土地利用に合わせた海岸保全施設の復旧など、地震や津波に強い土木インフラの復興を提案する。

また、大量のがれき処分や浸水した沿岸部の低平地対策などの課題を踏まえ、仙台東部道路等の盛土補強、防潮堤の復旧、仙台平野部での広域防災公園の整備等にごれきを活用することを提案する。

2 津波による被害の防止、軽減

① 観測体制の強化

津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めることを提案する。

特に近い将来における発生が予想される東南海・南海地震対策になる「地震・津波観測監視システム（DONET）を構築し、得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、京速コンピュータにより分析することで、津波の発生、被害予測の精度を向上させることを提案する。

② 調査研究の推進

津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究を強力に推進することを提案する。

特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査をすみやかに実施し、その結果を情報提供することを提案する。

また、避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の警戒心をより喚起し、確実に避難に結びつけられる制度等について研究を進めることを提案する。

③ 東海・東南海・南海地震等に対する早急な被害予測の実施

津波により浸水する範囲・水深や想定される被害について、自治体が予測を行うに際しては、最新の知見の提供、技術的な助言等の援助を行うことを提案する。

また、今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、東海・東南海・南海地震等についても、正確なシミュレーションのもと、その被害想定を見直すことを提案する。

④ 教育及び訓練の実施

②の調査研究の成果等を踏まえて、津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じて、防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及に努めることを提案する。

⑤ 連携協力体制の整備

津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を推進することを提案する。

⑥ 災害の経験と教訓を踏まえたまちづくり

阪神・淡路大震災からの復興まちづくりは、密集市街地における防災街区の整備など震災の教訓を踏まえて進められた。

今回の津波被害はこれまでの想定を越えるものであったが、その経験と教訓を活かし、海岸保全施設や津波防災ステーションの整備などのハード施策とともに、避難地、避難路の周知と徹底などソフト施策を合わせて実施できるよう、国は財政的な措置を講じるとともに、新たな「津波ハザードマップマニュアル」を見直すなど、必要となる研究や情報提供を合わせて行うことを提案する。